

広島市告示（佐伯区）第 33 号

令和 7 年 4 月 1 日

平成 23 年 10 月 14 日付けで地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体として認可した湯戸町内会（代表者 横田 達男）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

記

変更があった事項及びその内容

事務所

広島市佐伯区五日市町石内 6 7 7 7 番地

代表者氏名及び住所

玉田 一雄

広島市佐伯区五日市町石内 6 7 7 7 番地